

ハ解雇者ヲ出サハル様事必セウレタレ
ハ歎願ニ際シ犧牲者ヲ出サハルコト

全従業員

右ニ対シ清水重役ハ會社ヨリ何等發表セサルニ先ケ嘆願書ヲ
呈出スルノミナラス職場ヲ抛棄シタルヲ務向シ回答ハ重役一
同協議ノ上不日發表スル旨ヲ述ベタルニヨリ己ハナク工場ニ
引揚ケタリ

此叙上ノ状況ハ職工代表ニヨリ全職工ニ傳達シタルニヨリ翌
十一日更ニ三名ノ代表ハ本社ニ至リ前日提出シタル嘆願書
ノ回答ヲ速カニセラレタキ旨督促スル処アリタルニヨリ次
訖ノ如ク回答マリタルニヨリ十三日別記ハノ如キ要求書ヲ
提出セリ

七、回答状況

此會社側ノ發表ニ先ケ職工側ヨリ嘆願書提出ニ接シ急遽重役

會議ヲ開催シ対策協議ノ上本月十二日一特市川重役ハ工
場ニ至リ全職工ヲ集合セシメ會社ノ現況ヲ述ベタル後此状
況切實策トシテ最ニ否負數名ヲ解雇シタルニ尚工場ノ維持
困難ナルニヨリ神谷博兵衛ニ譲渡スルニ至リ事情ヲ述ハ
神谷ニ全負使用方交渉セルモ結局數名採用ノ予約アルニ付
希望者ハ右工場(神谷)へ申込アリタレ 依テ本日ヲ以テ
全職工ヲ解雇スルノ己ハナキニ付嘆願書ハ容認スル能ハス
ト發表シ更テ給料ハ本月十五日迄ノ分ヲ即日支払フコト、
解雇手當ハ十五日郵送スル旨旨ヲ付言シタリ
長亞テ職工代表ヨリ呈出ニ係ル要求書ニ對シテハ受取ノ限リ
ニアラストテ之ヲ返還シ拒絶ノ意向ナリ

八、経過

ハ労働者側

前記工場カ神谷ニ譲渡スルニ至リ事情ヲ概記セバ